

2020 Jリーグ YBC ルヴァンカップ試合実施要項

第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第40条第1項第4号に定める公式試合として、2020 Jリーグ YBC ルヴァンカップ（以下「本大会」という）の試合の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2020 明治安田生命 J1・J2・J3 リーグ戦試合実施要項」（以下「リーグ戦実施要項」という）を準用する。

第2条〔大会方式〕

- (1) 本大会は、グループステージおよびプライムステージから構成される。
- (2) 本大会には、すべての J1 クラブと、次項第1号の J2 クラブが参加する。ただし、AFCチャンピオンズリーググループステージ（以下「ACLG S」という）に参加する J1 クラブは、グループステージの参加を免除され、プライムステージから参加する。
- (3) グループステージは、ACLG Sに参加するチーム数が3クラブであることおよび前シーズンの結果 J1 から J2 に降格となったクラブ数が2クラブであることに鑑みて、以下の定めに従う。
 - ① 本大会に参加する J2 クラブは、前シーズンの J1 年間順位 17 位の J2 クラブとする
 - ② グループステージは参加クラブを A～D の4つのグループ（1グループ4クラブ）に分け、各グループ内で1回戦総当たりとする（いずれのクラブをホームクラブとするかについては、スタジアムの確保状況等を勘案してチェアマンが決定するものとする）。グループステージのグループ分けは、以下の表の1から3に定める優先順位および適用条件に従い、参加クラブを A、B、C、D、D、C、B、A、A、B、C、D、D、C、B、A の順に各グループに振り分けて決定するものとする。

優先順位	適用クラブ	適用条件
1	ACLG Sに参加するクラブおよび前シーズンの結果 J2 から J1 に昇格したクラブを除く、当該シーズンの J1 クラブ	前シーズンの J1 年間順位の上位から下位の順
2	前シーズンの結果 J2 から J1 に昇格した J1 クラブ	前シーズンの J2 年間順位の上位から下位の順
3	前シーズンの結果 J1 から J2 に降格した J2 クラブ	前シーズンの J1 年間順位の上位から下位の順

- ③ グループステージについては、各グループの1位チームの全てならびに各グループの2位チームのうち上位1チームの合計5チームがプライムステージに進出するものとする
- (4) プライムステージは、準々決勝および準決勝を各1試合、決勝を1試合で行う。なお、組み合わせならびに準々決勝および準決勝のホームチームについてはグループステージ終了後に抽選を行い決定する。ただし、グループステージの2位チームからプライムス

テージに進出したチームについては抽選を行わず、準々決勝および準決勝に進んだ場合もアウェイで試合を行うものとする。また、準々決勝および準決勝をホームスタジアムで実施することが困難なチームがある場合、当該チームはアウェイでの試合となるよう調整するものとする。

(5) 本条において想定されていない事態が発生した場合の処置は、理事会で審議決定する。

第2条の2〔J2クラブの離脱〕

前条第3項第1号に基づいて本大会に参加していたJ2クラブは、グループステージ第1節を終えた時点で本大会を離脱するものとし、予定されていた当該J2クラブのグループステージ第2節以降の試合は行わないものとする。予定されていた当該J2クラブの残り試合の取り扱いについては、当該J2クラブとの対戦予定チームに勝点3を加算するものとする。ただし、得失点は加算しない。

第3条〔試合の主催等〕

- (1) 本大会のすべての試合は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「協会」という）およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、本大会のグループステージから準決勝までの試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

第4条〔外国籍選手〕

本大会において、J1クラブとJ2クラブが対戦することとなる場合における外国籍選手のエントリー可能数は、リーグ戦実施要項第14条第2項に定めるそれぞれの所属リーグの上限数に従う。

第5条〔削除〕

第6条〔出場資格を得るための登録期限と出場資格〕

- (1) 2020年10月2日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが試合への出場資格を有する。
- (2) Jクラブは、グループステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、グループステージの試合に出場させてはならない。また、Jクラブは、プライムステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージの試合に出場させてはならない。なお、グループステージにおいて既に他のチームで出場した選手を、プライムステージに出場させることは妨げない。

第7条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) グループステージの試合は、90分間（前後半各45分）で勝敗が決定しなかった場合には、引き分けとする。
- (2) グループステージの試合が、リーグ戦実施要項第29条の定めに従い中止された場合であって、Jリーグ規約第63条第3項により当該試合が開催されないこととなったときは、両チームに勝点1を加算するものとする。ただし、得失点は加算しない。

- (3) グループステージが終了した時点で、勝点（勝利3点、引き分け1点、敗戦0点）の合計が多いチームを上位とし、順位を決定する。ただし、勝点数が同一の場合は、次の第1号から第3号の順序により順位を決定する。
- ① 勝点数が同一のチーム間で行った試合の勝点数
 - ② 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得失点差
 - ③ 勝点数が同一のチーム間で行った試合の得点数
上記第1号から第3号を適用してもなお、複数のチーム間で順位を決定することができない場合、第1号から第3号を当該チーム間に限り再度適用し、順位を決定する。この手順を繰り返してもなお順位を決定することができない場合、次の第4号から第8号の順序により順位を決定する。
 - ④ グループ内の全試合の得失点差
 - ⑤ グループ内の全試合の得点数
 - ⑥ 順位決定に関わるチームが2チームのみで、その両チームがフィールド上にいる場合はペナルティーキック（以下「PK」という。なお、各チーム5人ずつ、決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで行うものとする。以下同じ）
 - ⑦ グループ内の全試合の反則ポイント
 - ⑧ 抽選
- (4) 第2条第3項第3号において、各グループの同順位チーム間の上位チームを決定するにあたっては、勝点の合計が多いチームを上位とする。ただし、勝点数が同一の場合は、次の各号の順序により順位を決定する。
- ① 得失点差
 - ② 得点数
 - ③ 反則ポイント
 - ④ 抽選
- (5) 準々決勝および準決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、PKにより勝者を決定する。
- (6) 決勝は、90分間（前後半各45分）の試合を行う。90分間で勝敗が決定しなかった場合、次の各号の順序により勝者を決定する。
- ① 30分間（前後半各15分）の延長戦
 - ② PK
- (7) 前項第1号の延長戦に出場する者は、後半終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。延長戦を実施する場合、リーグ戦実施要項第33条第1号および第2号の定めにかかわらず、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6名かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる。
- (8) 第5項および第6項第2号におけるPKに参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が6名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (9) 第5項および第6項第2号におけるPKにおいて使用するゴールは、主審によるコイントスにより決定する。ただし、主審は、グラウンド状態、安全等を考慮し、コイントス

を行わずに使用するゴールを決定することができる。PK開始後は、安全上の理由またはゴールもしくはフィールドの表面が使用できなくなった場合に限り、主審は使用するゴールを変更することができる。

第8条〔順位の決定および表彰〕

Jリーグは、決勝における勝者を優勝、敗者を2位、準決勝における敗者を3位として、別途理事会が定める「表彰規程」により表彰する。

第9条〔広告看板等の設置〕

(1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に本大会のタイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm×左右 15,000mm

枚数：1枚

(2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に冠パートナーおよびサブスポンサーが、広告看板またはバナー広告を掲出できるスペースを確保しなければならない。

サイズ：天地 900mm×左右 6,000mm

枚数：冠パートナーおよびサブスポンサー合計最大 16枚

(3) 決勝については、前項の掲出物に加え、電光看板、90°システムシート等を使用する。なお、電光看板および90°システムシートのサイズおよび最大枚数は、リーグ戦実施要項に従うものとする。

第10条〔手当等〕

(1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
120,000円	60,000円	20,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：130,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：80,000円

交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

(2) 緊急事態により審判員が交代した場合、試合が開始されなかった場合または試合が中止になった場合の手当て等の支払いは、次のとおりとする。

① 試合開始前に疾病、負傷その他の理由により審判員の職務を務められなかった場合または試合が開始されなかった場合手当ては支払わない

② 試合途中の負傷等により交代した場合、または試合が中止になった場合の手当ての支払いは、次のとおりとする

イ. 試合途中から責任の軽い職務についた場合、職務が果たせなくなった場合または試合が中止された場合はそれまでの職務に対して、Jリーグ規約第63条第2項第2

号に基づき再開試合が行われる場合は当該再開試合に係る職務に対して、それぞれ次の手当を支払う

手当て：

主審	副審・追加副審	第4の審判員
70,000円	35,000円	10,000円

ただし、協会がプロフェッショナルレフェリーとして契約している者の手当ては、上の表の定めにかかわらず以下の通り一律とする。

プロフェッショナルレフェリーとして契約している主審：75,000円

プロフェッショナルレフェリーとして契約している副審：45,000円

ロ. 試合途中から、責任の重い職務についた場合、新たな職務に対して、前項に定めた手当てを支払う

- ③ 前2号に関わる交通費および宿泊費は、実際に移動および宿泊を伴った場合に限り、Jリーグの「旅費規程」に基づいて支払う
- (3) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
手当て：20,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
- (4) 前項の定めにかかわらず、試合が中止された場合のマッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。
 - ① マッチコミッショナーが試合会場に到着する前に中止が決定した場合
手当て：なし
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による（移動が伴った場合にのみ支払い）
 - ② マッチコミッショナーが試合会場に到着した後、試合開始前に中止が決定した場合
手当て：13,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による
 - ③ 試合途中で中止が決定した場合
手当て：20,000円
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

第11条〔アクレディテーションカード（AD証）〕

- (1) グループステージから準決勝までの試合については、リーグ戦実施要項に定めるアクレディテーションカード（AD証）およびホームクラブの発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。
- (2) 決勝の試合については、Jリーグが別途発行するAD証により、スタジアムにおける通行可能エリアを指定する。

第12条〔納付金〕

準々決勝および準決勝のホームクラブは、それらの試合のうち主管した試合の入場料収入のうちの10%相当額をJリーグに納付しなければならない。ただし、当該ホームクラブが販売したシーズンチケットに本大会へ入場する権利が含まれている場合は、当該ホームクラブが収受したシーズンチケットの料金のうち、上記の主管した試合に相当する分（当

該シーズンチケットの対象試合数で按分して算出する)を加えて入場料収入を算定するものとする。

第13条〔遠征経費〕

本大会に出場する際のチームの遠征に要する交通費および宿泊費は以下のとおりとする。

- ① グループステージから準決勝までの試合については、出場するJクラブがそれぞれ負担する
- ② 決勝についてはJリーグの「旅費規程」に基づきJリーグが負担する

第14条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改正〕

令和2年7月16日